

## 国税通則法の改正に関する意見書

2009年5月7日  
日本弁護士連合会

### 第1 意見の趣旨

租税手続に関する国税通則法の規定を別紙の「改正案要綱」記載のとおり改正すべきである。

### 第2 意見の理由

行政手続による不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の保護・救済を図ることを目的とした行政不服審査法案（議案番号76）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の規定の整備等に関する法律案（議案番号77）（以下「整備法案」という。）が、第169回国会に提出され、現在、第171回国会において衆議院で審議中である。整備法案には、行政不服審査法の改正目的を実現するため国税通則法の諸規定の改正が含まれている。しかしながら、国民の権利利益の保護・救済を図るという観点からは、整備法案に規定された国税通則法の改正内容には問題があるのでその修正を要するばかりでなく、整備法案にはない項目についてもただちに国税通則法の改正を行うべきである。

よって、意見の趣旨記載の国税通則法の改正を行うべきである。

以上

## 別 紙

### 改 正 案 要 約

#### 1. 納税者に対して不利益処分をする場合には理由を附記すること（74条の2関係）

##### 【理 由】

日本弁護士連合会「国税に関する不利益処分の理由附記及び処分基準の公表についての意見書」（平成19年11月5日）及び日本弁護士連合会「行政不服審査法改正に伴う国税不服審査制度改革についての意見書」（平成19年11月5日）3頁から4頁までに記載のとおり、行政手続法14条（不利益処分の理由の提示）を適用除外とすべきではなく、理由附記を実現すべきである。

#### 2. 処分基準を公表すること （74条の2関係）

##### 【理 由】

日本弁護士連合会「国税に関する不利益処分の理由附記及び処分基準の公表についての意見書」（平成19年11月5日）に記載のとおり、行政手続法12条（処分の基準）を適用除外とすべきではない。

#### 3. 再調査前置主義・不服申立前置主義を改め、選択制にすること

（75条1項、3項、5項関係、115条関係）

##### 【理 由】

日本弁護士連合会「行政不服審査法改正に伴う国税不服審査制度改革についての意見書」（平成19年11月5日）3頁に記載のとおり、再調査前置主義を採らなければならない必要性は存しない。

不服申立前置主義についても同様である。

4. 審理手続の口頭意見陳述に対して原処分庁の出頭義務を明文で規定すること

(改正後の 95 条の 2 関係)

【理 由】

日本弁護士連合会「行政不服審査法改正に伴う国税不服審査制度改革についての意見書」(平成 19 年 11 月 5 日) 7 頁に記載のとおり、原処分庁に出頭義務があることを明記すべきである。

5. 審理手続において、審査請求人等の発問に対する原処分庁の回答義務を明文で規定すること

(改正後の 95 条の 2 関係)

【理 由】

日本弁護士連合会「行政不服審査法改正に伴う国税不服審査制度改革についての意見書」(平成 19 年 11 月 5 日) 7 頁に記載のとおり、原処分庁に回答義務があることを明記すべきである。

6. 審判官等が作成した質問調書や鑑定人の提出した資料などすべての資料について閲覧を認めること

(改正後の 97 条の 3 関係)

【理 由】

日本弁護士連合会「行政不服審査法改正に伴う国税不服審査制度改革についての意見書」(平成 19 年 11 月 5 日) 9 頁に記載のとおり、すべての資料について閲覧を認めるべきである。

7. 証拠書類その他の物件について審査請求人等の謄写を認めること

(改正後の 97 条の 3 関係)

【理 由】

日本弁護士連合会「行政不服審査法改正に伴う国税不服審査制度改革についての意見書」(平成 19 年 11 月 5 日) 9 頁に記載のとおり、証拠書類等の謄写も認めるべきである。

8. 再調査の請求決定書の謄本又は裁決書の謄本の送達場所を代理人である弁護士が届出ることを認める制度を新設すべきであること

(新設 107 条の 2 )

【理由】

- (1) 不服審査基本通達(異議申立関係)84-12は、「異議申立人に対する異議決定書の謄本の送達は、当該異議申立てが代理人によってされているときにおいても、なるべく本人に対してこれを行なうものとする。」と規定し、不服審査基本通達(審査請求関係)101-10は、「審査請求人に対する裁決書の謄本の送達は、当該審査請求が代理人によってされているときにおいても、なるべく本人に対してこれを行なうものとする。」と規定しているため、異議申立または審査請求が代理人によってなされても、代理人に対してではなく本人に対して異議決定書または裁決書等の文書の送達がなされる場合がほとんどである。
- (2) しかしながら、不服審査手続を弁護士に委任する場合、その審級限りの委任ではなく、むしろ、代理人である弁護士に対して、その審級での結論の当否を検討させ、次の審級に進むかどうかまでを含めて判断させたいと考える本人が多いのではないかと思われる所以あり、そのような本人の意思を無視することは相当ではない。不服審査手続を専門家である代理人にすべてまかせて背後に退いている本人に異議決定書等を送達すると、日常生活にとりまぎれて、異議決定書等が不服審査手続に不案内な本人から代理人である弁護士に行きつくまでの経過次第で期間を徒過するおそれもある。また、不服申立人が死亡し、相続人が不服申立人の地位を承継した場合、手続に不案内で事案を十分に把握できていない相続人ではなく代理人に異議決定書等の送達をするメリットがある。
- (3) したがって、送達の場所の届出があった場合には送達は届出に係る場所においてすると規定する民事訴訟法104条2項と同様の規定を新設し、代理人である弁護士が送達場所を国税不服審判所長等に届け出た場合には、再調査の請求決定書(従来の異議決定書)の謄本や裁決書の謄本の送達は、その届出に係る場所においてなされることとして、代理人である弁護士に対してこれらの文書の送達がなされるべきことを確認する規定を新設すべきである。

以上

現行国税通則法	国税通則法改正法案	日弁連の意見
<p>第七章の二 行政手続法 との関係 (行政手続法 の適用除外)</p> <p>第七十四条の二 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条第一項(適用除外)に定めるものほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定に基づくものを除く。)については、行政手続法第二章(申請に対する処分)及び第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。</p>		<p>第七十四条の二 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条第一項(適用除外)に定めるものほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定に基づくものを除く。)については、行政手続法第二章(申請に対する処分)及び第三章(不利益処分)<u>(第十二条及び第十四条を除く。)</u>の規定は、適用しない。</p>

現行国税通則法	国税通則法改正法案	日弁連の意見
<p>第八章 不服審査及び訴訟</p> <p>第一節 不服審査</p> <p>(国税に関する処分についての不服申立て)</p> <p>第七十五条 国税に関する法律に基づく処分で次の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に掲げる不服申立てをすることができる。</p> <p>一 税務署長がした処分(次項に規定する処分を除く。) その処分をした税務署長に対する異議申立て</p> <p>二 国税局長がした処分 次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て</p> <p>　イ その処分をした国税局長に対する異議申立て</p> <p>　口 国税不服審判所長に対する審査請求</p> <p>三 国税庁長官がした処分 国税庁長官に対する異議申立て</p> <p>四 税関長がした処分 その処分をした税関長に対する異議申立て</p> <p>五 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分 国税不服審判所長に対する審査請求</p>	<p>第七十五条 国税に関する法律に基づく処分で次の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に定める不服申立てをすることができる。</p> <p>一 税務署長がした処分(次項に規定する処分を除く。) その処分をした税務署長に対する再調査の請求</p> <p>二 国税局長がした処分 次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て</p> <p>　イ その処分をした国税局長に対する再調査の請求</p> <p>(略)</p> <p>三 国税庁長官がした処分 国税庁長官に対する審査請求</p> <p>四 税関長がした処分 その処分をした税関長に対する再調査の請求</p> <p>(略)</p>	<p>第七十五条 国税に関する法律に基づく処分で次の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に定める不服申立てをすることができる。</p> <p>一 税務署長がした処分(次項に規定する処分を除く。) 次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て</p> <p>　イ その処分をした税務署長に対する再調査の請求</p> <p>　口 国税不服審判所長に対する審査請求</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>四 税関長がした処分 次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て</p> <p>　イ その処分をした税関長に対する再調査の請求</p> <p>　口 国税不服審判所長に対する審査請求</p> <p>(略)</p>

現行国税通則法	国税通則法改正法案	日弁連の意見
<p>2 国税に関する法律に基づき税務署長がした処分で、その処分に係る事項に関する調査が次の各号に掲げる職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものに不服がある者は、当該各号に掲げる行政機関の長がその処分をしたものとみなして、当該行政機関の長に対して異議申立てをすることができる。</p> <p>一 国税局の当該職員 その処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長 二 国税庁の当該職員 国税庁長官</p> <p>3 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は前項第一号の規定による異議申立て(法定の異議申立て期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除く。第五項において同じ。)についての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。</p> <p>4 第一項第一号若しくは第四号又は第二項第一号の規定により異議申立てをすることができる者は、次の各号の一に該当するときは、その選択により、異議申立てをしないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。</p> <p>一 所得税法若しくは法人税法に規定する青色申告書又は同法第百三十条第一項(青色申告書等に係る更正)に規定する連結確定申告書等に係る更正(その更正に係る国税を基礎として課される加算税の賦課決定を含む。)に不服があるとき。</p> <p>二 その処分をした者が、その処分につき異議申立てをすることができる旨の行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定による教示をしなかつたとき。</p> <p>三 その他異議申立てをしないで審査請求をすることにつき正当な理由があるとき。</p>	<p>2 国税に関する法律に基づき税務署長がした処分で、その処分に係る事項に関する調査が次の各号に掲げる職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものに不服がある者は、当該各号に定める国税局長又は国税庁長官がその処分をしたものとそれぞれみなして、当該国税局長に対して再調査の請求を、又は国税庁長官に対して審査請求をすることができる。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>3 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は前項(第一号に係る部分に限る。)の規定による再調査の請求(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除く。第五項において同じ。)についての決定があつた場合において、当該再調査の請求をした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。</p> <p>4 第一項第一号若しくは第四号又は第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定により再調査の請求をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その選択により、再調査の請求をしないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。</p> <p>一 所得税法若しくは法人税法に規定する青色申告書又は同法第百三十条第一項(青色申告書等に係る更正)に規定する連結確定申告書等に係る更正(その更正に係る国税を基礎として課される加算税の賦課決定を含む。)に不服がある場合</p> <p>二 その処分をした者が、その処分につき再調査の請求をすることができる旨の行政不服審査法(平成二十年法律第 号)の規定による教示をしなかつた場合</p> <p>三 その他再調査の請求をしないで審査請求をすることにつき正当な理由がある場合</p>	<p>(略)</p> <p>3 第一項第一号イ、第二号イ若しくは第四号イ又は前項(第一号に係る部分に限る。)の規定による再調査の請求(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除く。第四項において同じ。)についての決定があつた場合において、当該再調査の請求をした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。</p> <p>(削除)</p>

現行国税通則法	国税通則法改正法案	日弁連の意見
<p>5 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は第二項第一号の規定による異議申立てをしている者は、異議申立てをした日の翌日から起算して三月を経過しても異議申立てについての決定がないときは、当該異議申立てに係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。</p> <p>6 国税に関する法律に基づく処分で国税庁、国税局、税務署又は税關の職員がしたものに不服がある場合には、それぞれその職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税關の長がその処分をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。</p>	<p>5 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定による再調査の請求をしている者は、再調査の請求をした日(第八十一条第三項(再調査の請求書の記載事項等)の規定により不備を補正すべきことを求められた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して二月を経過しても再調査の請求についての決定がない場合には、当該再調査の請求に係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。</p> <p>(略)</p>	<p>4 第一項第一号イ、第二号イ若しくは第四号イ又は第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定による再調査の請求をしている者は、再調査の請求をした日(第八十一条第三項(再調査の請求書の記載事項等)の規定により不備を補正すべきことを求められた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して二月を経過しても再調査の請求についての決定がない場合には、当該再調査の請求に係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。</p> <p>5 (略)</p>
(決定の手続等) 第八十四条 (新設)	第八十四条 2 前項本文の規定による意見の陳述(以下この条において「口頭意見陳述」という。)は、再調査審理庁が期日及び場所を指定し、再調査の請求人及び参加人を招集して行わせるものとする。	
(新設)	(口頭意見陳述) 第九十五条の二 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、担当審判官は、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。	第九十五条の二 (略)

現行国税通則法	国税通則法改正法案	日弁連の意見
(新設)	<p>2 前項の規定による意見の陳述(次項及び第九十七条の四第二項第二号(審理手続の終結)において「<u>口頭意見陳述</u>」という。)に際し、前項の申立てをした者は、担当審判官の許可を得て、審査請求に係る事件に關し、原処分庁に対して、質問を發することができる。</p>	<p>2 前項の規定による意見の陳述(次項及び第九十七条の四第二項第二号(審理手続の終結)において「<u>口頭意見陳述</u>」という。)に際し、前項の申立てをした者は、担当審判官の許可を得て、審査請求に係る事件に關し、原処分庁に対して、質問を發することができる。<u>この場合において、原処分庁は、正当な理由がない限り、その質問に回答しなければならない。</u></p>
(新設)	<p>3 第八十四条第一項ただし書及び第二項から第五項まで(決定の手続等)の規定は、第一項の口頭意見陳述について準用する。この場合において、同条第二項中「再調査審理庁」とあるのは「担当審判官」と、「再調査の請求人及び参加人」とあるのは「すべての審理関係人」と、同条第三項から第五項までの規定中「再調査審理庁」とあるのは「担当審判官」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 前項において準用する第八十四条第二項の規定により担当審判官がすべての審理関係人を招集したときは、当該審理関係人は、指定された期日及び場所に出頭しなければならない。</p>
(原処分庁からの物件の提出及び閲覧)	<p><u>(証拠書類等の提出)</u></p> <p><u>第九十六条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。</u></p> <p><u>2 原処分庁は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p>

現行国税通則法	国税通則法改正法案	日弁連の意見
3 担当審判官は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。	3 <u>前二項の場合において、担当審判官が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u>	(略)
(審理のための質問、検査等)  第九十七条 担当審判官は、審理を行うために必要があるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができる。  一 審査請求人若しくは原処分庁(以下「審査請求人等」という。)又は関係人その他の参考人に質問すること。 二 前号に規定する者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。 三 第一号に規定する者の帳簿書類その他の物件を検査すること。 四 鑑定人に鑑定されること。  2 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、担当審判官の嘱託により、又はその命を受け、前項第一号又は第三号に掲げる行為をすることができる。  3 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、第一項第一号及び第三号に掲げる行為をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。	第九十七条 担当審判官は、審理を行うため必要があるときは、 <u>審査請求人又は参加人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができる。</u> (略)  二 前号に規定する者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、 <u>相当の期間を定めて、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。</u> (略)  (略)  (略)  (略)  (略)	(略)  (略)  (略)  (略)  (略)

現行国税通則法	国税通則法改正法案	日弁連の意見
4 国税不服審判所長は、審査請求人等(審査請求人と特殊な関係がある者で政令で定めるものを含む。)が、正当な理由がなく、第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による質問、提出要求又は検査に応じないため審査請求任等の主張の全部又は一部についてその基礎を明らかにすることが著しく困難になった場合には、その部分係る審査請求任等の主張を採用しないことができる。	(略)	(略)
5 第一項又は第二項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	(略)	(略)
(新設)	(審査請求人等による物件の閲覧) 第九十七条の三 審査請求人又は参加人は、次条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、担当審判官に対し、第九十六条第一項若しくは第二項(証拠書類等の提出)又は第九十七条第一項第二号(審理のための質問、検査等)の規定により提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。	第九十七条の三 審査請求人又は参加人は、次条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、担当審判官に対し、審査請求に係る事件の審理のために国税不服審判所長が所持するすべての書類その他の物件の閲覧又は臘写(臘写が困難な物件については写真撮影を含む。以下この条において同じ。)を求めることができる。この場合において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は臘写を拒むことができない。
(新設)	2 担当審判官は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。	2 担当審判官は、前項の規定による閲覧又は臘写について、日時及び場所を指定することができる。
	(新設)	(送達場所等の届出) 第一百七条の二 代理人である弁護士は、送達を受けるべき場所(日本国内に限る。)を国税不服審判所長等に届け出ることができる。

現行国税通則法	国税通則法改正法案	日弁連の意見
	(新設)  (新設)	<p><u>2 前項の規定による届出があった場合には、再調査の請求決定書の謄本又は裁決書の謄本の送達は、第十二条第一項の規定にかかわらず、その届出に係る場所においてする。</u></p> <p><u>3 第一項の規定による届出があった場合には、再調査の請求についての決定又は裁決は、第八十四条第十項又は第一百一条第三項の規定にかかわらず、届出に係る場所においてなされた送達により、その効力を生じる。</u></p>
(不服申立ての前置等)  第百十五条 国税に関する法律に基づく処分(第八十条第二項(行政不服審査法との関係)に規定する処分を除く。以下この節において同じ。)で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分(審査請求をすることもできるもの(異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるものを含む。)を除く。)にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあつては審査請求についての裁決をそれぞれ経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。 (略)  2 国税に関する法律に基づく処分についてされた異議申立て又は審査請求について決定又は裁決をした者は、その決定又は裁決をした時にその処分についての訴訟が係属している場合には、その異議決定書又は裁決書の謄本をその訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。	(不服申立ての前置等)  第百十五条 国税に関する法律に基づく処分(第八十条第三項(行政不服審査法との関係)に規定する処分を除く。以下この節において同じ。)で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の <u>いずれかに</u> 該当するときは、この限りでない。  (略)  2 国税に関する法律に基づく処分についてされた再調査の請求又は審査請求について決定又は裁決をした者は、その決定又は裁決をした時にその処分についての訴訟が係属している場合には、その再調査の請求決定書又は裁決書の謄本をその訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。	(決定書又は裁決書謄本の裁判所への送付)  第百十五条 (削除)
		国税に関する法律に基づく処分についてされた再調査の請求又は審査請求について決定又は裁決をした者は、その決定又は裁決をした時にその処分についての訴訟が係属している場合には、その再調査の請求決定書又は裁決書の謄本をその訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。